

川崎市へ従業員を一時的に 出向させたい民間企業を募集します

制度概要

川崎市では、新型コロナウイルス感染症の影響により雇用の維持が困難となった民間企業の従業員等を対象として、新型コロナウイルス感染症対策等の業務に従事する非常勤職員（会計年度任用職員）を募集します。

興味をお持ちの民間企業様は、積極的に御検討、お問い合わせください。

応募資格

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた**事業主の方**（出向元企業に戻ることを前提にした「**在籍出向**」となります。）

応募方法

川崎市総務企画局人事部人事課に直接、お問い合わせ・申し込みをお願いします。

申し込みは経済産業省 関東経済産業局・公益財団法人産業雇用安定センターのサイトの「キャリアシート」をご利用ください。

【産業雇用安定センター】 <http://www.sangyokoyo.or.jp/index.html>

募集概要

(1) 職種・身分

事務・会計年度任用職員（非常勤職員）

(2) 募集人数

25名程度

(3) 業務内容

新型コロナウイルス感染症対策等に関する業務の補助（市民対応、荷物運搬、書類作成、パソコン操作等）等

(4) 勤務時間

原則週 29 時間

※ 週 38 時間 45 分（本市の正規の勤務時間）の範囲で、出向元での勤務も可能です。

(5) 勤務場所

川崎市役所（川崎市川崎区）又は市内各区役所等

(6) 給料・手当等

給 与：月額 16 万円程度（地域手当含む）

期末手当：各期 20 万円程度（年 2 回 6 月期・12 月期）

※ 任期の定めが 6 か月以上で週 20 時間勤務以上の場合、勤務実績に応じて支給します。6 月期は 12 月から 5 月までに勤務実績があり 6 月に在職している場合に支給されます。

通勤手当：上限 5.5 万円（月額）

そ の 他：年次有給休暇、夏季休暇の制度があります。

(7) 任用期間

任用の日から令和 4 年 3 月 31 日（任用条件により期間は変動します）

その他

- ・マッチング成立後、詳細な調整や出向予定者と受入れ所属と面談を実施します。調整状況によっては**必ずしも受入れとならない場合もあります**ので、あらかじめご了承ください。
- ・応募が多数あった場合は、**川崎市内の企業を優先**させていただきます。
- ・出向にあたって、出向元（事業主）が、従業員に対して本市の給与以外に給与を負担する場合、**雇用調整助成金や産業雇用安定助成金の対象になる**場合があります。詳しくは各地方労働局・ハローワークにご確認ください。

【お問い合わせ先】

川崎市 総務企画局 人事部 人事課（担当：関山、宗）

Mail：17zinzi@city.kawasaki.jp

電話：044-200-3887